

高校生等対象の奨学金・資金貸付制度一覧

※令和6年2月現在の情報を基に作成しています。
今後、各制度の内容が変更される場合があります。

群馬県教育委員会の補助事業

返済が必要な貸与型

返済が不要な給付型

実施機関	①群馬県教育文化事業団 高等学校等奨学金	②母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	③生活福祉資金 (教育支援資金)	群馬県勤労者 教育資金	群馬県失業者 緊急教育資金	あしなが高校奨学金	交通遺児育英会奨学金	佐藤交通遺児福祉基金
実施機関	公益財団法人 群馬県教育文化事業団奨学金課 (日・月・祝は休み) ☎ 027-243-0411	・群馬県(各保健福祉事務所) ・前橋市 ・高崎市	・群馬県社会福祉協議会 ☎ 027-255-6031 ・市町村社会福祉協議会	・中央労働金庫の県内各支店 (※中央労働金庫を通じて融資) ・群馬県労働政策課 ☎ 027-226-3402	・中央労働金庫の県内各支店 (融資に当たり、中央労働金庫の審査有り)	あしなが育英会 ☎ 0120-77-8565 又は 03-3221-0888	交通遺児育英会 ☎ 0120-52-1286 又は 03-3556-0773	公益財団法人 佐藤交通遺児福祉基金 (群馬県庁 道路管理課内) ☎ 027-224-2007
申込窓口	高等学校等 (予約募集は中学校)	・各保健福祉事務所 ・前橋市・高崎市にお住まいの方は市役所	お住まいの市町村社会福祉協議会	中央労働金庫の県内各支店 (融資に当たり、中央労働金庫の審査有り)	中央労働金庫の県内各支店 (融資に当たり、中央労働金庫の審査有り)	高等学校又はあしなが育英会 (予約募集は中学校)	高等学校又は交通遺児育英会 (予約募集は中学校)	高等学校等又は佐藤交通遺児福祉基金
対象者 ※いずれも「高等学校」は中等教育学校の後期課程を含む	・高等学校 ・特別支援学校(高等部) ・専修学校(高等課程)	ひとり親家庭の生徒 父母のいない生徒 ・高等学校 ・高等専門学校 ・専修学校(高等課程)	・高等学校 ・特別支援学校(高等部) ・高等専門学校 ・専修学校(高等課程)	・高等学校 ・特別支援学校(高等部) ・高等専門学校	・高等学校 ・特別支援学校(高等部) ・高等専門学校	遺児家庭の生徒 保護者などが病気や災害(道路における交通事故を除く)もしくは自死(自殺)などで死亡したり、それらが原因で著しい障害で経済的な援助を必要としている家庭の生徒	遺児家庭の生徒 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けない家庭の生徒	交通遺児家庭の生徒 交通事故等により扶養者を失い、又は扶養者が重度の心身障害となった生徒
大学等進学時の利用	—	・専修学校 ・短期大学、大学、大学院 (※予備校は除く) (受験料についても貸付対象)	・専修学校(専門課程) ・短期大学、大学	・各種学校、専修学校 ・短期大学、大学、大学院 (※予備校は除く)	・各種学校、専修学校 ・短期大学、大学、大学院 (※予備校は除く)	・各種学校、専修学校 ・短期大学、大学、大学院	・各種学校、専修学校 ・短期大学、大学、大学院 (※予備校は除く)	・各種学校、専修学校 ・短期大学、大学、大学院
入学一時金	※予約・定期採用1年生 国公立 50,000円 私立 100,000円	【就学支度資金】 国公立 150,000円以内 私立 410,000円以内 (自宅外通学の場合、加算あり)	【就学支度費】 50万円以内	(貸付限度額) 200万円	(貸付限度額) 100万円	【私立高校入学一時金】 30万円	20万円・40万円・60万円 から選択	【入学祝い金】 70,000円
月額	国公立 18,000円 私立 30,000円 (自宅外通学の場合、加算あり)	【修学資金】 国公立 27,000円以内 私立 45,000円以内 (自宅外通学の場合、加算あり)	35,000円以内			【給付】一律3万円	2万円・3万円・4万円 から選択 (うち一律1万円は給付)	公立 24,000円 私立 34,000円 (両親死亡または重度の心身障害の場合は倍額)
債務者	生徒本人	ひとり親家庭においては父母	生徒本人	親権者		生徒本人	生徒本人	—
連帯保証人	必要 (親権者等1名)	必要 (連帯借受人(子ども)1名 連帯保証人 原則1名)	※連帯借受人 (生計維持者が連帯債務を負います) 1名	原則不要		必要 (保護者可)1名	必要 (保護者可)1名	—
貸付利率	無利子	無利子	無利子	年1.7% (別途保証料0.4%)	年1.2% (別途保証料0.4%)	無利子	無利子	—
学校や各団体へ連絡・相談の上、所定の様式をお取り寄せください。申請書類に必要事項を記入し、それぞれの団体が求める必要書類をそろえて提出してください。								
申込手続の方法	事業団が定める締切りまでに 学校長を通じて申し込み	※申込前に、事前相談が必要です。 申込後、審査・交付には時間がかかりますので、授業料等支払い予定日の3ヶ月前を目処にお早めに御相談ください。	※申込後、審査・交付には時間がかかります。お早めに御相談ください。	※申込後、審査・交付には時間がかかります。お早めに御相談ください。		学校長を通じて、もしくは直接申込	学校長を通じて、もしくは直接申込	※申込後、審査・交付には時間がかかります。お早めに御相談ください。
申込時期	中学3年	11月上旬～11月下旬	1月上旬～ 授業料等の支払い前			9月1日～12月15日締切	第1次募集 8月31日締切 第2次募集 1月31日締切	
	高校	第1次募集 4月中旬～5月中旬 第2次募集 8月下旬～9月中旬	随時(修学資金に限る)	随時	随時	4月1日～5月20日締切	4月～1月31日締切	随時
併用	②③との併用不可	【就学支度資金】①③の入学一時金との併用不可 【修学資金】①の奨学金と③の教育支援資金との併用不可	①②との併用不可 ①②の利用が優先です。 ※必要な資金を他から受けることが困難であると認められる方に限りません。	併用可		併用可	併用可	併用可
備考	・学力基準あり (※特例推薦制度あり) ・収入基準あり ・2、3年次も原則継続貸与 入学準備金貸付制度を利用すると、1回目の奨学金を3月中に受け取ることができます。	【相談窓口】 ・前橋市在住の方 前橋市 ☎027-220-5701 ・高崎市在住の方 高崎市 ☎027-321-1247 ・前橋市、高崎市以外に在住の方 居住地を所管する保健福祉事務所各保健福祉事務所の電話番号は県ホームページ (https://www.pref.gunma.jp/page/6226.html)で御確認ください。	—	・入学金等入学前に支払が必要な資金についても利用可		・収入基準あり	・収入基準あり	—

※上記のほかにも、公益的な団体が募集する給付型奨学金が多数あります。
入学後、高校の掲示板又は事務室で情報を入手することができます。

申込期限、手続等の詳細は各学校へお問い合わせいただくか、各団体のホームページを御覧ください。

